

尾鷲市公告

条件付き一般競争入札を行うので、尾鷲市会計規則（昭和 41 年尾鷲市規則第 4 号）第 72 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 6 年 9 月 13 日

尾鷲市長 加 藤 千 速

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 海洋深層水施設灯浮標係留索等清掃作業
- (2) 履 行 場 所 賀田湾内における海洋深層水取水管敷設ルート付近の海域
- (3) 履 行 期 限 令和 7 年 3 月 31 日（月）

2 入札に参加できる者の資格要件

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 尾鷲市物品・物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止等を受けている期間中でない者
- (3) 尾鷲市物品・物件等入札参加資格者名簿に尾鷲市内の所在地で登録されており、かつ、取扱商品メーカー等調書に「37-4 業務委託」の記載のある者
- (4) 当該備品を適切に納入できる者

3 仕様に対する質問について

- (1) 提 出 方 法 E-mail 又は FAX にて提出してください。ただし、FAX で申し込む場合は、電話にて必ず受信連絡を行ってください。
- (2) 提 出 期 限 令和 6 年 9 月 17 日（火）午前 11 時まで
- (3) 提 出 場 所 尾鷲市役所 商工観光課 海洋深層水推進係
TEL : 0597-23-8215 FAX : 0597-23-8225
E-mail : shoukou@city.owase.lg.jp
- (4) 回 答 令和 6 年 9 月 18 日（水）午後 5 時までに、E-mail 又は FAX で随時回答します。
- (5) そ の 他 質問は「2 入札に参加できる者の資格要件」を満たす者のみができることとします。

4 参加申請書提出期限

- (1) 提出書類 入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 提出方法 郵送、FAX、E-mail 又は持参してください。ただし、FAX で申し込む場合は、電話にて必ず受信連絡を行ってください。
- (3) 提出期限 令和6年9月19日（木）午前11時まで
- (4) 提出場所 尾鷲市役所 商工観光課 海洋深層水推進係
TEL : 0597-23-8215 FAX : 0597-23-8225
E-mail : shoukou@city.owase.lg.jp

5 入札参加資格の決定

入札参加資格者には、令和6年9月20日（金）午後5時までに、E-mail 又は FAX にて入札参加資格確認通知書を送付します。

また、入札参加資格が無い方には同じ日程で電話連絡いたします。

6 入札

- (1) 入札日時 令和6年9月27日（金）午前9時
- (2) 入札場所 三重県尾鷲市中央町10-43 尾鷲市役所 2階会議室
- (3) 入札方法 入札は、本人又は代理人が行なうものとする。
入札参加資格確認通知書を必ず持参すること。
- (4) 入札回数 第1回の入札で落札候補者となるべきものがない場合は、再入札とする。ただし、入札執行回数は2回を限度とし、この限度内で落札候補者がない場合は、入札を打ち切るものとする。
- (5) 入札書記載方法 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札保証金 免除

7 入札の無効

尾鷲市会計規則第78条の規定に該当する入札のほか、次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 虚偽の申請を行った者が入札したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

- (5) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 入札条件に違反した入札があったとき。
- (7) 入札者又はその代理人が定刻までに入札書を投函しないとき（入札参加者確認ができないとき。）。
- (8) 入札者又はその代理人がその提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をしたとき。
- (9) 入札書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札、又は金額を訂正した入札をしたとき。
- (10) 予定価格を超える金額の入札をしたとき。
- (11) 事前審査による参加資格の通知により参加資格を有するとされた者であっても、入札執行後の審査により参加資格を有しないことが決定したとき。
- (12) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

8 入札の失格

適正な入札の執行を妨げたときは、その者の入札は失格とする。

9 入札の辞退

入札参加資格確認通知書により入札参加資格の決定を受けた者であっても、入札書の投函前においては、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退届を提出することにより入札を辞退することができるものとする。

10 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は取り止めることができるものとする。なお、入札の中止等に係る費用は、入札者の負担とします。

11 落札者の決定

- (1) 尾鷲市会計規則 74 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とすることがある。
- (2) 落札候補者となるべき同額の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者を決定したときは、入札会場で開札の立ち会い者に発表する。

(4) 尾鷲市談合情報対応マニュアル第 2 に該当する談合情報があった場合は、入札の延期や中止、契約締結の保留等、マニュアルに基づいた措置及び調査を実施する。

12 契約保証金 免除

13 その他 本公告のほか、関係法令及び尾鷲市会計規則によるものとする。

14 問い合わせ先

尾鷲市役所商工観光課 海洋深層水推進係

〒 519-3696 尾鷲市中央町 10 番 43 号

TEL : 0597-23-8215 FAX : 0597-23-8225 E-mail : shoukou@city.owase.lg.jp